

下請法強化! 親事業者は何をすべきか



日本橋セミナー TOKYO 6月

参加お申込み方法は
裏面をご覧ください



- ◆昨年12月の「運用基準」改正で、**下請法違反行為事例数**は66→141事例へ大幅に増加。
「買ったたき」「購入・利用強制」「不当なやり直し」などの事例が追加されています。
- ◆同時に、「下請代金の支払いは**できる限り現金で!**」「**手形割引料は親事業者が負担を!**」との要請が、公取・中企庁から関係事業者団体へなされています。
- ◆こうした政府の下請け保護強化方針に対して、親事業者はどう対応すべきなのでしょうか? 本セミナーでは、具体例を交えながら、**下請法違反防止のポイント**をお伝えします。

13年ぶりに改正
下請法に関する運用基準

40名様
限定
参加費
無料

日時

6/16 2017 FRI 15:00▶17:00

会場

りそな銀行 東京中央支店

セミナー詳細

プログラム

- ① 下請法運用基準改正、振興基準改正の概要等
- ② 下請法違反防止のポイント～違反行為事例等を参考に～

講師

井上真一郎 (いのうえ しんいちろう) 氏

弁護士法人三宅法律事務所弁護士／パートナー、りそな総合研究所顧問相談員

2000年司法試験合格、2001年京都大学法学部卒業、2002年司法修習終了(55期)、同年弁護士登録

【著作・論文】

「無権限者による解約の有効性」保険事例研究会レポート第183号(生命保険文化センター)2003

「組合せ自在定款の作り方とモデル文例集」共著(日本法令)2006

「Q&A資金決済法・改正割賦販売法-新しい決済サービスに関する法制の横断的開設」(共著)(金融財政事情研究会、2010)

「日本版クラスアクション制度ってなに」(中央経済社、2012)(共著)

「Q&A家事事件と保険実務」(日本加除出版2016)(共著)

6/16 「下請法強化!親事業者は何をすべきか」



下記ご記入の上、このままFAXでお送りください

FAX 03-3699-6629・6729 りそな総合研究所行

りそな総研の会員様は、ホームページより簡単にお申込みいただけます。是非ご利用ください!
お申込みはこちら ▶ <https://www2.rri.co.jp/seminar/tokyo.html>

※本申込書に記載された個人情報は、本セミナーの運営、りそな銀行・りそな総合研究所からの各種セミナーのご案内・各種ご提案などに利用させていただきます。なお、利用目的の全文など各社の個人情報の取扱いは、りそな銀行ホームページ (http://www.resonabank.co.jp/util/kojin_jouhou.html)、りそな総合研究所ホームページ (<https://www2.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

個人情報の取扱いに関して「私は上記利用目的を確認、同意の上、申込みをします」

貴社名			りそな総研 会員	会員・一般	会員 番号	
			取纏め 責任者	役職・氏名		
所在地				E-Mail		
			*セミナーのご案内メールをお送りしております。(原則月1~2回程度) ご案内メールをご希望の方は上記にアドレスをご記入ください。			
TEL	()	FAX	()	銀行 取引店	支店	
参加者	氏名	ふりかな()	所属		役職	
	氏名	ふりかな()	所属		役職	

※りそな銀行、りそな総合研究所および講師と同業の方は、参加をお断りする場合がございます。

※定員を超えた場合は、当社よりお電話でご連絡いたします。

【お問合せ】 りそな総合研究所会員・研修事業部(上段・小林) **TEL** 03-5653-3735

入力	/	発送	/
----	---	----	---